

令和3年10月31日

国家公安委員会
委員長 二之湯 智 殿

異議申立書

宮崎県日向市浜町3丁目29番地

申立人 黒木 紹光

電話 0982(95)0002

憲法第16条に基づき、以下の通り申立及び請願します。

第1 申立の趣旨

貴庁より送付された令和3年10月28日付回答は、違法であり、国家基盤を毀損する国賊行為に該当するので、直ちに是正し、合わせて説明責任を果たすよう求める。

第2 申立の理由

1 根拠

・警察法第5条（任務及び所掌事務）

「国家公安委員会は、国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、情報技術の解析、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことにより、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務とする。」

・警察法第5条7項

「国家公安委員会は、都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならぬ。」

・警察法第79条（苦情の申出等）

「都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。」

・刑事訴訟法第239条2項

「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」

2 違法

貴庁回答には「個別の事案には対応できません」とあるが、警察法のどこにもそのような文言はない。また、警察法第5条は「警察行政に関する調整を行う」「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務とする。」とある。

そうすると、令和3年10月2日付「公益通報及び請願書」記載の宮崎県警の不作為及び教唆が「警察行政に関する調整」の対象に含まれるか否か？また、それに対する対策が「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持する任務」に含まれるか否か？が問題となってくる。

言うまでもなく、両方含まれる。逆に言うと、貴庁回答に沿って含まれないとした場合、警察行政は本来の使命を果たさず、個人の権利と事由は保護されず、公共の安全と秩序を維持できず、貴庁は任務を果たせない。したがって、貴庁回答は、警察法第5条違反を宣言したものである。自民党政治家と関係が深い一経営者が、「県も県警も俺の思い通りになっとぞ。」と豪語するような公共の安全と秩序が維持できない状況を黙認して、「個別の事案には対応できません」などと戯言を言うなど言語道断である。

また、警察法第5条7項には「国家公安委員会は、都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならない。」とあるにも関わらず、貴庁回答は、緊密な連絡を保つ必要性をまったく認識しておらず、この宮崎県警の重大な不正について、宮崎県公安委員会へフィードバックし、対応を講ずるなどの処置もしようとしていない。したがって、貴庁回答は、この点においても違法である。

さらに、警察法第79条には「都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は」と記載されているが、貴庁回答には「宮崎県警察の職務執行について苦情がある場合は」とあり、「職員の」が抜けている。つまり、法は「職員の職務執行について述べているのに対して、貴庁回答は「宮崎県警察の職務執行について」述べている。

これは、一般的に問題のすり替えと言われる詐欺テクニックである。申立人の苦情は、「宮崎県警察の職務執行について」の苦情であり、「職員の職務執行について述べているのではない。本件は、宮崎県警による組織的不正が問題なのであり、一職員の不正が問題ではない。

貴庁回答の問題のすり替えは極めて悪質であり、違法である。

加えて、令和3年10月3日付「公益通報及び請願書」に記載した宮崎県警による組織的不正は、言うまでもなく、刑法第103条（犯人隠避）を含む違法行為に該当するので、それに対して何ら具体的な対応を講じない貴庁回答は、刑事訴訟法第239条2項違反である。

3 貴庁の無責任と傲慢不遜

貴庁回答が示す通り、貴庁は、宮崎県警による組織的不正に対して、責任を持って対応する意思がない。つまり、「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持する」意思がない。

また、回答には、記名もなければ押印もない。したがって、本回答の決定者が誰かわからない。こうした対応は、国民を見下した傲慢不遜な態度である。

そして、本回答内容は誰が決定したのか、どのようなプロセスで決定したのか、本当の理由は何かなどについて、国民の知る権利をまったく考慮していない。

第3 申立（請願）

貴庁は、直ちに、①「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持する任務」を遂行しなければならない。つまり、本件宮崎県警による組織的不正に対して、具体的な対策を講じなければならない。それをしないということは、任務の放棄である。

次に、②この言語道断の貴庁回答について、どのようなプロセスで誰が決定したのか明らかにしなければならない。また、国家公安委員会を開催し、審議した上での決定かどうかを合わせて明らかにしなければならない。なぜなら、「公益通報及び請願書」に対して、公正な手続を通じて決定したものでない限り、有効とはならないからである。したがって、仮に、国家公安委員会を開催せずに決定していた場合、公益通報制度の趣旨を蔑ろにし、単に、恣意的に不正に決定したものとなり、無効である。

三番目に、貴庁回答は、記名もなければ押印もないが、その責任は、国家公安委員長にある。すなわち、国家公安委員長は閣僚なので、内閣にある。③それ（責任の所在）を踏まえた上で、しかるべき内容の回答を至急求める。

①～③の対応を頂けない場合は、国会において国民が見守る中でご対応ください。

以上

令和3年10月31日

国家公安委員
小田 尚 様

宮崎県日向市浜町3丁目29番地

黒木紹光

akim@rik.bbiq.jp



令和3年10月28日付回答（別紙）について

添付の通り、国家公安委員会より回答が届きました。私は行政に握り潰されないように、わざわざ貴方へ託したのです。これでは結果的に、自民党政治家と関係が深い一経営者が、「県も県警も俺の思い通りになっとぞ。」と豪語するような公共の安全と秩序が維持できない状況は、何ら改善しません。

貴方には、国家公安委員として国民に託された使命及び責任があります。したがって、貴方に、次のことを求めます。

まず、①本件宮崎県警による組織的不正に対して、具体的な対策を講じるよう、国家公安委員としての任務を果たしてください。

次に、②この言語道断的回答について、どのようなプロセスで誰が決定したのか、貴方は決定にどのように関わったのか明らかにしてください。また、国家公安委員会を開催し、審議した上での決定かどうかも合わせて明らかにしてください。

① ②についての回答を文書で上記メールアドレスにお送りください。

言うまでもなく、この国は、経済は30年間停滞し、格差は開き、モラルは崩壊し、権力者の不祥事や残虐事件が増え、詐欺とイジメが横行し、夢も希望もない状況です。庶民の生活は疲弊し切り、生き地獄のような生活が続いている。ところが、利権共同体に組み込まれた一部の者達は、違法行為や不正を敢行し、甘い汁を吸い続けています。甘い汁を求めて利権共同体に組み込まれと全員陥る状況があります。正しいことができない人間になるのです。

この状況は、国家としてみた場合、自殺行為です。このような社会が、発展する筈もなく、国民の大半は、努力をしても、充実した幸せな人生を送ることはできません。そのような危機感と次世代への责任感で、私は、ボランティアで本活動をしています。ご理解いただくと共に、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

尚、本情報は公開し、関係各方面にも報告いたします。

以上

令和3年10月31日

国家公安委員
櫻井 敬子 様

宮崎県日向市浜町3丁目29番地

黒木紹光



akim@rik.bbig.jp

令和3年10月28日付回答（別紙）について

添付の通り、国家公安委員会より回答が届きました。私は行政に握り潰されないようにするために、わざわざ貴方へ託したのです。これでは結果的に、自民党政治家と関係が深い一経営者が、「県も県警も俺の思い通りになっとぞ。」と豪語するような公共の安全と秩序が維持できない状況は、何ら改善しません。

貴方には、国家公安委員として国民に託された使命及び責任があります。したがって、貴方に、次のことを求めます。

まず、①本件宮崎県警による組織的不正に対して、具体的な対策を講じるよう、国家公安委員としての任務を果たしてください。

次に、②この言語道断的回答について、どのようなプロセスで誰が決定したのか、貴方は決定にどのように関わったのか明らかにしてください。また、国家公安委員会を開催し、審議した上での決定かどうかも合わせて明らかにしてください。

① ②についての回答を文書で上記メールアドレスにお送りください。

言うまでもなく、この国は、経済は30年間停滞し、格差は開き、モラルは崩壊し、権力者の不祥事や残虐事件が増え、詐欺とイジメが横行し、夢も希望もない状況です。庶民の生活は疲弊し切り、生き地獄のような生活が続いています。ところが、利権共同体に組み込まれた一部の者達は、違法行為や不正を敢行し、甘い汁を吸い続けています。甘い汁を求めて利権共同体に組み込まれると全員陥る状況があります。正しいことができない人間になるのです。

この状況は、国家としてみた場合、自殺行為です。このような社会が、発展する筈もなく、国民の大半は、努力をしても、充実した幸せな人生を送ることはできません。そのような危機感と次世代への责任感で、私は、ボランティアで本活動をしています。ご理解いただくと共に、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

尚、本情報は公開し、関係各方面にも報告いたします。

以上

令和3年10月31日

国家公安委員
宮崎 緑 様

宮崎県日向市浜町3丁目29番地

黒木紹光



akim@rik.bbig.jp

令和3年10月28日付回答（別紙）について

添付の通り、国家公安委員会より回答が届きました。私は行政に握り潰されないために、わざわざ貴方へ託したのです。これでは結果的に、自民党政治家と関係が深い一経営者が、「県も県警も俺の思い通りになっとぞ。」と豪語するような公共の安全と秩序が維持できない状況は、何ら改善しません。

貴方には、国家公安委員として国民に託された使命及び責任があります。したがって、貴方に、次のことを求めます。

まず、①本件宮崎県警による組織的不正に対して、具体的な対策を講じるよう、国家公安委員としての任務を果たしてください。

次に、②この言語道断的回答について、どのようなプロセスで誰が決定したのか、貴方は決定にどのように関わったのか明らかにしてください。また、国家公安委員会を開催し、審議した上での決定かどうかも合わせて明らかにしてください。

① ②についての回答を文書で上記メールアドレスにお送りください。

言うまでもなく、この国は、経済は30年間停滞し、格差は開き、モラルは崩壊し、権力者の不祥事や残虐事件が増え、詐欺とイジメが横行し、夢も希望もない状況です。庶民の生活は疲弊し切り、生き地獄のような生活が続いています。ところが、利権共同体に組み込まれた一部の者達は、違法行為や不正を敢行し、甘い汁を吸い続けています。甘い汁を求めて利権共同体に組み込まれると全員陥る状況があります。正しいことができない人間になるのです。

この状況は、国家としてみた場合、自殺行為です。このような社会が、発展する筈もなく、国民の大半は、努力をしても、充実した幸せな人生を送ることはできません。そのような危機感と次世代への责任感で、私は、ボランティアで本活動をしています。ご理解いただくと共に、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

尚、本情報は公開し、関係各方面にも報告いたします。

以上